

自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則

平成26年8月26日

自家用自動車の有償貸渡しの許可申請についての取扱いは、平成18年3月31日付公示「自家用自動車の有償貸渡の許可基準について」によるほか、下記によることとする。

記

1. 許可申請

(1) 申請書の記載事項

申請様式例によるものとする。

(2) 添付書類

- ① 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
- ② 会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿とする。）
- ③ 申請者（法人にあっては役員、新法人にあっては発起人とする。）の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（様式例1）
- ④ 事務所別車種別配置車両数一覧表（様式例2）
- ⑤ 以下に定める事項を記載した貸渡しの実施計画（様式例3）
 - ア 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
 - 1) 事務所ごとに配置する責任者
 - 2) 従業員への指導・研修の計画等
 - イ 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法
 - ウ その他貸渡しの適正化を図るための計画
 - 1) 保険の加入状況・加入計画
 - 2) 整備管理者（整備責任者）の配置計画 等
- ⑥ レンタカー型カーシェアリング（会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、(2)①～⑤以外に次に掲げる書類を添付するものとする。
 - ア 当該貸渡自動車の車名及び型式
 - イ アの自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
 - ウ イの保管場所を管理する事務所の所在地

エ IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法

オ 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法

カ 会員規約又は契約書

- ⑦ 申請者（法人にあっては役員、新法人にあっては発起人とする。）が、レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）を実施する場合、レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書（様式例5）

2. 変更届出

(1) 事前届出

以下の表の左欄に掲げる事項について変更したときは、右欄に掲げる書類を添えて※¹あらかじめ届け出るものとする。

届出事項	添付書類
自家用マイクロバスの増車	・ 様式例4（事務所別車種別配置車両数新旧対照表） ・ 許可書の写し（他支局における許可事業者に限る） ・ 直近2年間の自家用マイクロバスの貸渡簿の写し※ ²
自家用マイクロバスへの代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合）	・ 様式例4（事務所別車種別配置車両数新旧対照表） ・ 許可書の写し（他支局における許可事業者に限る）
事務所の名称及び所在地	・ 許可書の写し（他支局における許可事業者に限る）
レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止	・ 1.（2）⑥ア～カを記載した書面（実施の届出に限る）

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止	・ 様式例5（レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書（実施の届出に限る）
レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の移行・中止	・ 様式例4（事務所別車種別配置車両数新旧対照表）

※¹ 自家用マイクロバスの増車又は自家用マイクロバスへの代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合）にあっては、その7日前までに、車両毎に当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。

※² 自家用マイクロバスの貸渡しに係る届出の提出先である運輸支局に対して、直近2年間に自家用マイクロバスの貸渡しに係る届出を行っている事業者において、直近2年間の届出の際に添付された自家用マイクロバスの貸渡簿の期間と今回の届出

に必要な自家用マイクロバスの貸渡簿の期間が重複する場合にあっては、当該重複する期間に係る自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの添付又は提示を省略することができる。

(2) 事後届出

以下の表の左欄に掲げる事項について変更したときは、右欄に掲げる書類を添えて遅滞なく届け出るものとする。

届出事項	添付書類
貸渡人の氏名又は名称及び住所	無し
法人の役員	様式例1（欠格事由に該当しない旨の宣誓書）
貸渡料金及び貸渡約款	変更後の貸渡料金表及び変更後の貸渡約款
貸渡しの廃止	無し

(3) 変更届の記載事項

届出様式例1によるものとする。

(4) 廃止届の記載事項

届出様式例2によるものとする。

附則

1. この細則は、平成26年9月1日以降の申請より適用する。
2. 平成18年3月31日付事務連絡「自家用自動車有償貸渡許可申請手続細則」は平成26年8月31日限りこれを廃止する。

附則（平成30年3月30日一部改正）

この改正は、平成30年4月1日以降の申請より適用する。

附則（令和元年7月1日一部改正）

この改正は、令和元年6月14日以降に許可するものより適用する。

附則（令和2年3月25日一部改正）

この改正は、令和2年4月1日以降の申請より適用する。

附則（令和2年12月24日一部改正）

この改正は、令和3年1月1日以降の申請より適用する。

附則（令和4年5月31日一部改正）

この改正は、令和4年6月1日以降の申請より適用する。